

議 第 34 号

令和 2 年 4 月 23 日提出

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「(電子書籍に関する部分の規定を除く。)」を削る。

第12条第1項中「ただし、第9条第5項の図書利用カードは、電子書籍の貸出しに使用することはできない。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提出理由)

図書利用カードによる電子書籍の貸出しを行うため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（登録）</p> <p>第9条</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 図書利用カード（委員会が熊本市立の小学校の児童又は中学校の生徒に交付した図書利用カードをいう。）の交付を受けた熊本市立小学校又は中学校に在籍する者については、第2項の図書館カードの交付を受けたものとみなし、第1項及び次条の規定を除き、この規則_____を適用する。この場合において、第12条第1項中「第9条第1項の規定により登録を受けた者」とあるのは、「第9条第5項の規定により同条第2項の図書館カードの交付を受けたものとみなされる者」とし、「図書館カード」とあるのは、「図書利用カード」とする。</p> <p>（貸出し）</p> <p>第12条 第9条第1項の規定により登録を受けた者が、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを係員に提示しなければならないものとし、電子書籍の貸出しについてはインターネットにより行わなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（登録）</p> <p>第9条</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 図書利用カード（委員会が熊本市立の小学校の児童又は中学校の生徒に交付した図書利用カードをいう。）の交付を受けた熊本市立小学校又は中学校に在籍する者については、第2項の図書館カードの交付を受けたものとみなし、第1項及び次条の規定を除き、この規則<u>（電子書籍に関する部分の規定を除く。）</u>を適用する。この場合において、第12条第1項中「第9条第1項の規定により登録を受けた者」とあるのは、「第9条第5項の規定により同条第2項の図書館カードの交付を受けたものとみなされる者」とし、「図書館カード」とあるのは、「図書利用カード」とする。</p> <p>（貸出し）</p> <p>第12条 第9条第1項の規定により登録を受けた者が、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを係員に提示しなければならないものとし、電子書籍の貸出しについてはインターネットにより行わなければならない。<u>ただし、第9条第5項の図書利用カードは、電子書籍の貸出しに使用することはできない。</u></p> <p>2～3 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 学校の図書利用カードによる電子図書館利用について

児童・生徒に交付される学校図書館用の図書利用カードで熊本市電子図書館の利用が可能になります。

サービス内容	①電子書籍の閲覧 ②貸出予約の申込 ③取り置きメールの送信												
対象者	熊本市立の小学校及び中学校に在籍する者 (小学生40,698人 中学生19,036人 合計59,734人)												
利用方法	<p>① 熊本市立図書館ホームページから電子図書館サイトにアクセス          ② 利用者IDとパスワードを入力してログイン          利用者ID: 図書利用カードの表に記載される10桁の数字          パスワード: 初期設定は利用者IDの下4桁          ③ 検索、借りる／予約する</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">貸出ルール</th> </tr> <tr> <th>貸出点数</th> <th>貸出期間</th> <th>貸出延長</th> <th>予約点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3点まで</td> <td>2週間</td> <td>2週間 (1回のみ)</td> <td>3点まで</td> </tr> </tbody> </table>	貸出ルール				貸出点数	貸出期間	貸出延長	予約点数	3点まで	2週間	2週間 (1回のみ)	3点まで
貸出ルール													
貸出点数	貸出期間	貸出延長	予約点数										
3点まで	2週間	2週間 (1回のみ)	3点まで										
コンテンツ	<p>・コンテンツ数(令和2年4月20日現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>著作権有効</td> <td>5,675点</td> <td>同時閲覧は原則不可</td> </tr> <tr> <td>著作権失効</td> <td>4,230点</td> <td>同時に多人数が閲覧可能</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,905点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・小中学生向けコンテンツの例          うんこ漢字ドリル、まんが日本の歴史、ものしり地図絵本日本、          子どもの科学シリーズ、子ども英語ジャーナルなど</p>	著作権有効	5,675点	同時閲覧は原則不可	著作権失効	4,230点	同時に多人数が閲覧可能	合計	9,905点				
著作権有効	5,675点	同時閲覧は原則不可											
著作権失効	4,230点	同時に多人数が閲覧可能											
合計	9,905点												
実施日	令和2年5月2日(土)から												

図書利用カード

